

総基料第9号
平成17年1月14日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 三浦 惺 殿

総務省総合通信基盤局長
有 富 寛 一

シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の
接続料等の見直しに係る接続約款変更申請に関し講ずべき措置につい
て（要請）

標記に関し、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指
定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（シェアドアクセス方式の提供に用
いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の見直し）」（平成16年10月19
日付け諮問第1122号）に対する情報通信審議会の答申（平成16年12月21
日付け情通審第123号）において、別紙のとおり提言が行われたところである。
これに関しては、下記のとおり貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- 1 貴社において、解約された光信号分岐端末回線に係る状況を把握し、1年後を
目途に総務省に報告すること。
- 2 貴社において、他事業者による引込線等の自前敷設を促進していく観点から、
引込線等の添架要望事業者の設備の態様に応じた添架手続きの簡素化、新たな添
架ポイントの提供、一束化の是非等について検討し、その結果について平成17
年3月末までに総務省に報告すること。
- 3 貴社において、同社の契約者情報を用いて光配線区域のより詳細な情報を提供
することが、個人情報保護の観点から問題となるかどうかについて総務省に速や
かに確認を行い、仮に問題となるおそれがあるのであれば、個人情報保護の観点
から問題とならない別の開示方法の検討を行い、その結果について、平成17年

3月末までに総務省に報告すること。

- 4 貴社において、総務省に対し、光配線区域ごとの電話加入者数については平成17年3月末までに、光配線区域ごとのシェアドアクセスへの加入数、参入状況等の情報については平成17年6月末までに最初の報告を行い、その後各データについて6か月ごとに報告を行うこと。

答 申 書

平成16年10月19日付け諮問第1122号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と考えられる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。
 - (1) NTT東日本及びNTT西日本において、解約された光信号分岐端末回線に係る状況を把握し、1年後を目途に総務省に報告すること。（考え方7）
 - (2) NTT東日本及びNTT西日本において、他事業者による引き込み線等の自前敷設を促進していく観点から、引込線等の添架要望事業者の設備の態様に応じた添架手続きの簡素化、新たな添架ポイントの提供、一束化の是非等について検討し、その結果について平成17年3月末までに総務省に報告すること。（考え方14）
 - (3) NTT東日本及びNTT西日本において、同社の契約者情報を用いて光配線区域のより詳細な情報を提供することが、個人情報保護の観点から問題となるかどうかについて総務省に速やかに確認を行い、仮に問題となるおそれがあるのであれば、個人情報保護の観点から問題とならない別の開示方法の検討を行い、その結果について、平成17年3月末までに総務省に報告すること。（考え方19）
 - (4) NTT東日本及びNTT西日本において、総務省に対し、今後定期的に、光配線区域当たりの世帯数、シェアアクセスへの加入数、参入状況等の情報について報告を行うこと。（考え方23）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
 に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
 (シェアードアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の見直し)

意見	再意見	考え方
<p>意見1 今回のような料金体系の見直しは、今回のケースに限定すべき</p> <p>○ これまで、光信号分岐端末回線設置に係る費用は、全て接続料金として月額料金となっておりましたが、今回の接続約款変更申請案は、料金体系を見直し、一部を工事料化し、また、撤去工事費(残存簿価含む)を個別負担するという、過去に例のない料金体系の変更案となっております。</p> <p>回線設備に関する費用は、接続料金として月額で負担することが基本であり、工事費としての回収は、今回のAOCクロージャ内接続に限定すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 相互接続において要した費用は、その便益を受ける事業者が、その利用度合いに応じて適切に負担すべきものと考えます。</p> <p>今回、認可申請したシェアードアクセスにおける引込線等単芯部分は、個々の回線設置申込み毎に新たに設置するものであり、当該事業者様が専属的に使用するものであることから、その費用については、当該引込線を使用している事業者様が全額費用負担する料金体系に見直すことにより、コスト負担の適正化を図るものです。</p> <p>従来の月額料金のみで回収する料金体系の場合、短期間で使用を廃止された場合には当社において創設費の回収漏れが発生すること、および、短期間の利用が多い事業者様と長期間の利用が多い事業者様の間でコスト負担の不公平が生じることから、今回の申請案のとおり、発生態様に合った費用回収方法とすることが適当であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 相互接続において要した費用は、その便益を受ける事業者が、その利用度合いに応じて適切に負担すべきものと考えます。</p> <p>今回、認可申請したシェアードアクセスにおける引込線等単芯部分は、個々の回線設置申込み毎に新たに設置するものであり、当該事業者様が専属的に使用するものであることから、その費用につ</p>	<p>考え方1</p> <p>○ 光信号分岐端末回線の敷設については、接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及びNTT西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるとより適切な回収方法を設定することである。</p> <p>なお、今回のケース以外であっても、接続料体系の見直しを図るべき状況が生じれば、費用の発生態様を考慮して適切に判断していくこととなる。</p>

<p>意見2 手続が複雑化するとその分コストが増加するので、従来どおりの接続料とすべき</p> <p>○ 今回の申請では、初期工事費や撤去工事費、未利用期間の負担など、これまでは接続料で回収していたコストを非常に細分化しています。</p> <p>しかしながら、NTT東西は、光回線について回線管理システムによる回線管理費用の値下げをいまだに実施しておりません。光端未回線の手続きについては、1つの主端未回線がカバーする配線エリアが不明確などまだまだ接続事業者の要望が満たされていません。このようなかで、NTT東西が接続料を細分化することは望ましくありません。手続きが複雑化することによる業務負担の増加、費用の回収や回線管理に非常にコストがかかるからです。したがって、従来どおりの項目で接続料を設定いただけますよう強く要望いたします。</p> <p>(イーアクセス)</p>	<p>いては、当該引込線を使用している事業者様が全額費用負担する料金体系に見直すことにより、コスト負担の適正化を図るものです。</p> <p>従来の月額料金のみで回収する料金体系の場合、短期間で使用を廃止された場合には当社において創設費の回収漏れが発生すること、および、短期間の利用が多い事業者様と長期間の利用が多い事業者様の間でコスト負担の不公平が生じることから、今回の申請案のとおり、発生態様に合った費用回収方法とすることが適当であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>○ 考え方1でも述べたとおり、今回の見直しについては適当であると考える。</p> <p>なお、NTT東日本及びNTT西日本においては回線管理費が可能な限り低廉になるようコスト削減に努めるべきである。</p>
<p>○ 相互接続において要した費用は、その便益を受けける事業者が、その利用度合いに応じて適切に負担すべきものと考えます。</p> <p>今回、認可申請したシェアードアクセスにおける引込線等単芯部分は、個々の回線設置申込み毎に新たに設置するものであり、当該事業者様が専属的に使用するものであることから、その費用については、当該引込線を使用している事業者様が全額費用負担する料金体系に見直すことにより、コスト負担の適正化を図るものです。</p> <p>従来の月額料金のみで回収する料金体系の場合、短期間で使用を廃止された場合には当社において創設費の回収漏れが発生すること、および、短期間の利用が多い事業者様と長期間の利用が多い事業者様の間でコスト負担の不公平が生じることから、今回の申請案のとおり、発生態様に合った費用回収方法とすることが適当であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>○ 考え方2</p>	

<p>意見3 他サービスとの関係を整理してから認可すべき</p> <p>○ 今回の申請では、最低利用期間や初期工事費、撤去工事費について規定されていますが、ドライカッパやダークファイバなどのアクセス系サービスでの適用も考慮にいれてその関係を整理してから認可すべきと考えます。</p> <p>具体的には、現在、下表のとおりとなっており、なぜ、シエアドアクセスのみ撤去費用がかかるとのか、今後は、他のサービスにも同様に撤去工事費用を認めていく考えなのか、会計上問題がないか、明確にしたうえで認可すべきと考えます。</p> <p>そもそも、シエアドアクセスの原価算定のもとになっている、ダークファイバの接続料金体系と今回申請のシエアドアクセスの接続料金体系が一致して</p>	<p>○ 相互接続において要した費用は、その便益を受ける事業者が、その利用度合いに応じて適切に負担すべきものと考えます。</p> <p>今回、認可申請したシエアドアクセスにおける引込線等単芯部分は、個々の回線設置申込み毎に新たに設置するものであり、当該事業者様が専属的に使用するものであることから、その費用については、当該引込線を使用している事業者様が全額費用負担する料金体系に見直すことにより、コスト負担の適正化を図るものです。</p> <p>従来月額料金のみで回収する料金体系の場合、短期間で使用を廃止された場合には当社において創設費の回収漏れが発生すること、および、短期間の利用が多い事業者様と長期間の利用が多い事業者様の間でコスト負担の不公平が生じることから、今回の申請案のとおり、発生態様に合った費用回収方法とすることが適当であると考えます。</p> <p>(N T T 西日本)</p>	
	<p>○ 今回、認可申請したシエアドアクセスにおける引込線等単芯部分は、個々の回線設置申込み毎に新たに設置するものであり、当該事業者様が専属的に使用している事業者様が全額費用負担を目的に使用している事業者様が全額費用負担する料金体系に見直すことにより、コスト回収の適正化を図るものであり、ダークファイバの料金体系が一致する必然性もありませんし、接続会計上も何ら問題ないと考えます。</p> <p>なお、表中の最低利用期間について、接続料金では設定されているが、Bフレッツには設定されていない、との指摘がありますが、当社利用部門は他事業者様と同等の条件により設備の利用等に</p>	<p>考え方3</p> <p>○ 考え方も述べたとおり、今回の見直しは接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及びNTT西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況にあることを踏まえて、費用の発生態様に応じた、より適切な回収方法を設定することを目的としたものであり、必ずしも他サービスと接続料体系が一致している必要はないと考えます。</p>

いないことは接続会計上も非常に問題があると考えます。

したがって、今回申請のあった初期工事費、撤去工事費、キャリアチェンジは設定をせず、従来の接続料金体系にすべきと考えます。

加入者回線系の接続料	ドライケーブル	ケーブル	シフトケーブル (従来)	シフトケーブル (今後)
加入者設備	メタル	光	光	光
施設設置負担金	なし	なし	なし	なし
施設設置負担金相当の加算額	あり	あり	あり	あり
初期工事費※1	なし	なし	なし	あり
撤去工事費※1	なし	なし	なし	あり
最低利用期間	なし	あり※3	あり※3	あり※2
キャリアチェンジ	廃止 新規	廃止 新規	廃止 新規	あり

※1) 所外の回線部分にかかる工事費（屋内配線部分を除く）

※2) 接続料金に設定されているが、Bフレッツには設定なし

(イー・アクセス)

応じて適正に費用負担した上で、利用部門のリスクにおいてお客様には最低利用期間なしでサービス提供しているものであって、同等性の観点から何ら問題は無いと考えます。

(NTT東日本)

○今回、認可申請したシェアードアクセスにおける引込線等単芯部分は、個々の回線設置申込み毎に新たに設置するものであり、当該事業者様が専属的に使用するものことから、当該引込線を使用している事業者様が全額費用負担する料金体系に見直すことにより、コスト回収の適正化を図るものであり、ダークファイバの料金体系が一致する必然性もありませんし、接続会計上も何ら問題ないと考えます。

なお、表中の最低利用期間について、接続料金では設定されているが、Bフレッツには設定されていない、との指摘がありますが、当社利用部門は他事業者様と同等の条件により設備の利用等に際して適正に費用負担した上で、利用部門のリスクにおいてお客様には最低利用期間なしでサービス提供しているものであって、同等性の観点から何ら問題は無いと考えます。

(NTT西日本)

意見4 NTT東日本及びNTT西日本の利用部門と接続事業者の公平性について検証すべき

○今回の接続約款変更案においては、単芯ケーブルについて、①回線解約時（撤去）の未償却残高及び撤去工事費の支払い、②未利用期間の料金支払い義務、③貸し倒れ損失の考慮等といったルールが追加されており、東西NTT殿のご説明では、「利用部門と接続事業者は同等の条件にて利用を行い、接続会計上区分を行う」とのことですが、接続事業者からみて、同等性が確実に担保されているか全く

考え方4

○接続会計における、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門の部門間の取引については、第一種指定電気通信設備接続会計規則第5条に従って、接続事業者と同等の条件により会計処理することとなり、当該会計処理の適正性については、同規則第11条に基づき会計監査人による証明を得ていることから、新たな光信号号分岐端末回線に係る接続料についても、NTT東日

検証できません。また、新規追加されたルールでは、未利用回線の取り扱い・撤去の有無・償却残高の計上など、管理すべき点も非常に多く、下記の諸点について確認・検証を行っていただくことを要望いたします。

- ① 業務システムも含めた運用において、接続事業者と東西NTT殿利用部門は、全く同様の管理手順で接続料（もしくは振替網使用料）の経理処理が行なわれているか。
※利用するシステムや運用フローが異なる場合、把握される回線数や利用期間が異なる可能性がある。
- ② 費用負担が確実に示されていることを明らかにするための、計上額の開示が必要ではないか。
※結果の公表義務により、透明性が確保される
- ③ 局外スプリッタの運用条件が同等であるか。
(例：分岐回線接続用の心線の在庫運用管理)
※実際の配線工事における同等性が運用上担保されている必要がある

また、下記の点については、東西NTT殿利用者向けサービスとの公平性も担保されています。

- ① 事業者向けのみ最低利用期間1年を設定。これに対して利用者向けサービスでは、最低利用期間を設定していない。
- ② 未償却残高の支払いは存在しない。

(日本テレコム)

- 「月額接続料の改定」にともない、接続事業者に対して「ユーザが接続事業者のサービスを解約した場合は、当該サービスに用いていた単芯ケーブルの撤去又は再利用開始までの未利用期間について、当

よう、NTT東西殿利用部門が負担する接続料等が接続会計のどの費用項目に入っているのか明確にし、その内数についても説明していただきたいと考えます。

(KDDI)

- 日本テレコム殿意見の「費用負担が確実に示されていることを明らかにするための、計上額の開示が必要」に賛成いたします。

特に、Bフレッツニューファミリータイプについては、NTT東日本で接続料の設定とは異なるシングルスターで設備構成を行っていたことなど問題が過去にも生じており、会計上も問題が生じないよう「Bフレッツニューファミリータイプ」として明確に区分すべきと考えます。

また、平成16年10月27日の説明会資料P.12では、「本接続料の設定前に敷設されている回線からの転用が行われた場合、当該回線は本接続料設定前の回線の平均利用開始年月日に敷設されたものとみなします」とあり、光回線の敷設年月日、使用年月日を過去にも管理できていないことから、NTT東西が自らのサービスであるBフレッツのみの時は管理せず、接続事業者が使用はじめると管理しようとしているのではないかと疑わざるをえません。

(イー・アクセス)

- 当社は先の意見募集に対して、局内設備設置について、NTT東西が自ら設置する場合と他事業者が設置する場合の手続きの同等性が必要であり、NTT東西の接続約款に明記するべきであることを述べました。

もちろん、これ以外にも手続きの公平性は確保されなければならないことは言うまでもありません。

本及びNTT西日本は、接続約款に基づく接続料相当分を振替網使用料として適正に計上している

と判断できる。
また、NTT東日本及びNTT西日本に対して、他事業者と同等の手続き、費用負担、設備運用を行うことは当然担保される必要がある。

最低利用期間については、第一種指定設備利用部門に対しては他事業者と同様に1年の期間が設定されており、公平性は担保されている。

なお、利用者に対して最低利用期間を設けるかどうかについては、各社の判断によるものであると考える。

該接続事業者が単芯区間に係る月額接続料を継続して負担することとなっている。

さらに、NTT 東日本については、最低利用期間（1年）に係る違約金が設定され、その適用対象が小芯区間に係る残余期間の月額接続料相当額とされています。

これに関連して、NTT 東日本及び NTT 西日本の小売部門と接続事業者に課せられる月額接続料の提供条件は同一であることが競争条件として担保されるべきであるので、小売部門が提供する B フレッツサービス等本件関連の FTTN サービスについても、小売部門と同一の提供条件のもとでアンバンドルメニューが接続事業者に提供されることを認可条件として付記すべきと考えます。

（テレコムサービス協会）

ん。特に今回の NTT 東西の認可申請は、①回線解約時（撤去）の未償却残高及び撤去工事費の支払い、②未利用期間の料金支払い義務、③貸し倒れ損失の考慮等従来にない新しい接続のルールが盛り込まれています。これらに関して、日本テレコムが公平性を確認、検証すべき事項を具体的に述べていますが、重要な指摘であると考えます。

（ソフトバンクBB）

○ B フレッツと他事業者の FTTN サービスの間における競争公平性を担保すべき。

（ソフトバンクBB）

○ 接続会計における管理部門と利用部門の社内取引については、第一種指定電気通信設備接続会計規則第5条（会計の区分）に従って、接続事業者様と同等の条件により実施しており、今回の、光分岐端末回線における開通時の工事料、ユーザ利用回線の月額接続料、ユーザ未利用回線の光信号引込等維持負担額、撤去時の撤去工事費及び未償却残高の精算等についても、従来と同様、接続約款に記載された接続料等を用いて適正に実施する考えです。

また、その適正性については同規則第11条に基づき会計監査人による証明を得ることとしております。

したがって、現行法令において既に接続事業者様との同等性は担保されており、利用部門と同一の提供条件のもとでアンバンドルメニューが接続事業者に提供されることを認可条件として付記する必要はないものと考えます。

（NTT 東日本）

○ 接続会計における管理部門と利用部門の社内取

引については、第一種指定電気通信設備接続会計規則第5条（会計の区分）に従って、接続事業者様と同等の条件により実施しており、今回の、光分岐端末回線における開通時の工事料、ユーザ利用回線の月額接続料、ユーザ未利用回線の光信号引込等維持負担額、撤去時の撤去工事費及び未償却残高の精算等についても、従来と同様、接続約款に記載された接続料等を用いて適正に実施する考えです。なお、その適正性については同規則第11条に基づき会計監査人による証明を得ることとしております。

また、光配線区域情報の利用については、接続事業者様と同等の手続き、応分の費用負担を行い、同一の情報を取ることとしており、光局外スプリッタの運用についても、他事業者様と同等の運用条件とする考えです。

したがって、接続事業者様との同等性は担保されていると考えます。

なお、当社フレッツサービスにおいては、利用者向けに最低利用期間や撤去時の未償却残高の支払を設定しておりませんが、利用部門は接続事業者様と同等の条件により設備の利用等に応じて適正に費用負担することとしております。

その上で、利用者向けに最低利用期間等をどのように設定するかは各社の営業戦略によるものであり、接続ルール上の公平性は担保されているものと考えます。

(N T T 東日本)

○ 接続会計における管理部門と利用部門の社内取引については、第一種指定電気通信設備接続会計規則第5条（会計の区分）に従って、接続事業者様と同等の条件により実施しており、今回の、光分岐端末回線における開通時の工事料、ユーザ利

用回線の月額接続料、ユーザ未利用回線の光信号引込等維持負担額、撤去時の撤去工事費及び未償却残高の精算等についても、従来と同様、接続約款に記載された接続料等を用いて適正に実施する考えです。

また、その適正性については同規則第11条に基づき会計監査人による証明を得ることとしております。

したがって、現行法令において既に接続事業者様との同等性は担保されており、利用部門と同一の提供条件のもとでアンバンドルメニューが接続事業者提供されることを認可条件として付記する必要はないものと考えます。

(NTT西日本)

○ 接続会計における管理部門と利用部門の社内取引については、第一種指定電気通信設備接続会計規則第5条（会計の区分）に従って、接続事業者様と同等の条件により実施しており、今回の、光分岐端末回線における開通時の工事料、ユーザ未利用回線の月額接続料、ユーザ未利用回線の光信号引込等維持負担額、撤去時の撤去工事費及び未償却残高の精算等についても、従来と同様、接続約款に記載された接続料等を用いて適正に実施する考えです。なお、その適正性については同規則第11条に基づき会計監査人による証明を得ることとしております。

また、光配線区域情報の利用については、接続事業者様と同等の手続き、応分の費用負担を行い、同一の情報取得することとしており、光局外スプリッタの運用についても、他事業者様と同等の運用条件とする考えです。

したがって、接続事業者様との同等性は担保されていると考えます。

<p>意見5 コストの変動要素を料金算定に織り込むべき</p> <p>○ 今回設定されている分岐端末回線の月額利用料の創設費及び工事費は、現在のNTT東西段の工事実績からの算定と理解しております。今後、工事量の増減による工事単価の大きな変動が見込まれる場合は、事後的に行われ、精算時の精算額を抑えるために、コストの変動要素を事前に料金算定に織り込むことが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>なお、当社フレックスサービスにおいては、利用者向けに最低利用期間や撤去時の未償却残高の支払を設定しておりますが、利用部門は接続事業者様と同等の条件により設備の利用等に応じて適正に費用負担することとしております。</p> <p>その上で、利用者向けに最低利用期間等をどのように設定するかは各社の営業戦略によるものであり、接続ルール上の公平性は担保されているものと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>○ 今回の光信号分岐端末回線の接続料は、実費を回収するという観点から、将来原価方式ではなく、当社の実績工事費に基づき算定しておりますが、現在の工事費についても、物品改良による経済化や施工能率の改善等を反映した水準としております。</p> <p>なお、今後ともコスト削減については取り組みでいくこととしておりますが、工事量の増減による工事単価の変動をあらかじめ見込むことは困難であり、またそのリスクも大きいことから、接続料については、毎年の実績工事費に基づき設定していく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>○ 今回の光信号分岐端末回線の接続料は、実費を回収するという観点から、将来原価方式ではなく、当社の実績工事費に基づき算定しておりますが、現在の工事費についても、物品改良による経済化や施工能率の改善等を反映した水準としております。</p> <p>なお、今後ともコスト削減については取り組みでいくこととしておりますが、工事量の増減による工事単価の変動をあらかじめ見込むことは困難であり、またそのリスクも大きいことから、接続料については、毎年の実績工事費に基づき設定していく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>○ 今回の光信号分岐端末回線に係る接続料の見直しにおいては、接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及びNTT西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況にあることから、NTT東日本及びNTT西日本の投資リスクを軽減するため、分岐端末回線について原価の算定方法を見直し、従来のもとの原価方式ではなく、実績工事費に基づき算定するものとする。</p> <p>なお、接続料については、毎年の実績工事費に基づき設定することから、今後、工事量の増減による工事単価の大きな変動が生じた場合は、当該変動は当然に反映されることとなる。</p>

でいくこととしておりますが、工事量の増減による工事単価の変動をあらかじめ見込むことから、接続料については、毎年の実績工事費に基づき設定していく考えです。

(N T T 西日本)

意見6 N T T の中期計画を反映した将来需要で接続料金を見直すべき

○ 平成16年11月10日にN T T は中期計画を発表し、「2010年には3,000万のお客さまが光アクセス・次世代ネットワークサービスを利用活用」「固定系通信用の設備投資額は、2010年まで従来の設備投資と概ね同程度の水準―累計5兆円で実施」「光アクセスや次世代ネットワーク等に関する設備投資について大幅なコスト削減を目指す」と方針を出しています。

今回の申請では光端末回線部分は、平成13年度に申請した、「平成13年度～平成19年度の将来需要」で算定した接続料金を使用していますが、その当時と比較して光回線需要が大幅に変更となることが明確になっているため、光端末回線の接続料金を見直すべきと考えます。平成13年度の認可申請時に提出しました弊社意見「今後、需要が今回想定したものから大幅にずれた場合、将来需要の変更に ついてどのように考えているかを明示していただければ強く要望いたします」に対し、総務省の考え方10では「算定期間中においても、必要に応じて適時算定の見直しが必要がある。具体的には第1回目の見直しを来年度を目処に行うことが適当である。」という見解が出されています。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/sogo_tsusin/010831_5.html

N T T 東西の説明会でも「端末回線については当面見直しする予定はない」と回答いただきました

○ 光信号分岐端末回線に係る接続料は、今回の見直しにより将来原価方式から実際費用方式に算定が変更されるため、本意見は直接関係するものではない。

考え方6

なお、光信号主端末回線部分については、将来原価方式で算定されており、基本的に、需要量や設備構成といった前提条件が大きく変動して、接続料水準に影響が生じると考えられる場合は、算定の見直しを行うことが適当である。

この点について、確かに平成15年度実績においては加入者系光ファイバの回線数が73万回線であり、実績値が予測値を大幅に下回っているが、一方、意見にあるように接続料算定期間の中で光信号主端末回線の需要が当初想定していたものと比べ大きく増加することも想定される。このような状況を勘案すると、現時点においては必ずしも接続料水準に影響が生じるとは断定できないことから、当面、需要の推移を注視するのが適当である。

○ 今回の光信号分岐端末回線の接続料は、実費を回収するという観点から、将来原価方式ではなく、当社の実績工事費に基づき算定しており、将来のコスト低減は織り込んでおりませんが、現在の工事費についても、物品改良による経済化や施工能率の改善等を反映した水準としており、今後ともコスト削減については取り組んでいく考えです。

(N T T 東日本)

○ 光信号主端末回線（加入光ファイバ）の接続料については、現段階では将来原価方式で予測した芯線ベースの需要を実績需要が大幅に下回っており、現行の接続料では実費を回収できない水準であることから、早急に適正なコストが回収できるよう見直す必要があると考えしております。

(N T T 東日本)

○ 今回の光信号分岐端末回線の接続料は、実費を回収するという観点から、将来原価方式ではなく、当社の実績工事費に基づき算定しており、将来のコスト低減は織り込んでおりませんが、現在の工事費についても、物品改良による経済化や施工能率の改善等を反映した水準としており、今後ともコスト削減については取り組んでいく考えです。

が、下表のとおり、平成13年度申請時とNTTの中期計画とでは大きく差があり、早急に見直しすべきと考えます。

(単位：万加入)

光加入者 回線 (累計)	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
H13年度 申請時 ※1	52	78	119	192	324	459	549	-	-	-
H16年度 中期計画 FTTH 実績※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,000

※1 単位：芯線
http://www.ntt-east.co.jp/info-st/constip/cons4/pdf/santei_h130515.pdf
 ※2 総務省「インターネット接続サービスの利用者数等の推移」より光ファイバを用いた一般家庭等向けのインターネットアクセスサービスの開通済み回線数でNTT東西以外の回線も含む。
http://www.soumi.go.jp/s-news/2004/040930_2.html

(イーアクセス)

○ 平成16年11月10日にNTTは中期計画を発表し、「2010年には3,000万のお客さまが光アクセス・次世代ネットワークサービスを利用活用」「固定系通信事業の設備投資額は、2010年まで従来の設備投資と概ね同程度の水準―累計5兆円で実施」「光アクセスや次世代ネットワーク等に関する設備投資について大幅なコスト削減を目指す」「固定系通信事業のコストは2010年には8,000億円の削減」という方針を出しています。

今回の申請にはその「大幅なコスト削減」がどこに反映されているのか全く不明です。将来需要が大きく変動したこと、大幅なコスト削減を考慮して接続料を再度見直しすべきと考えます。

NTT東西と同様に接続事業者も「大幅なコスト削減」の恩恵が受けられますよう適正な接続料算定と大幅な値下げの実施を強く希望いたします。

す。

(NTT西日本)

○ 光信号端末回線（加入光ファイバ）の接続料については、現段階では将来原価方式で予測した芯線ベースの需要を実績需要が大幅に下回っており、現行の接続料では実費を回収できない水準であることから、早急に適正なコストが回収できるよう見直す必要があると考えております。

(NTT西日本)

<p>(イーアクセス)</p>	<p>意見7 サービスが解約された場合の分岐端末回線の扱いについて再考すべき</p> <p>○ 今回の申請内容によれば、事業者変更の場合を除いて、接続事業者は分岐端末回線の解約時には以下の2通りの選択をすることとなります。</p> <p>①未利用期間の継続支払い サービス解約後、利用者との再契約の可能性等を想定し、未利用期間中も分岐端末回線の接続料の継続支払いを行い、設備を残留。</p> <p>②撤去工事費を実施(撤去工事費は負担継続料金支払いを停止するため、分岐端末回線の撤去を行う。</p> <p>このように、解約後、費用負担を止めるためには、分岐端末回線を撤去せざるを得ない規定となっております。しかしながら、光回線については、今後、既存のメタル回線からの置き換えが進むインフラ設備であることから、利用者が解約しても、残留して有効に利用できる環境を整備すべきと考えます。</p> <p>今後、解約後の運用実績等を踏まえ、「設備残留を前提とする規定」について、1年後を目処に導入の是非も含めた検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ NTT東西の光加入者回線を使用している他のサービス(電話、専用線)などでは未利用期間について個別の継続料金を設定していません。今回の申請でも同様の扱いとし、未利用期間は無料とすべきです。</p> <p>NTT東西が今後、光ファイバの普及を「2010年には3,000万」と目標にしているのであれば、加入電話と同様に加入光ファイバは撤去せずに残留するのがよいと考えます。</p>	<p>○ 左記ご意見に賛同いたします。</p> <p>今回の接続約款案では、サービスが解約された場合に未利用期間の使用料支払いを避けるため、分岐端末回線の撤去が必要となります。これは光ファイバ資源の効率性を低下させるインセンティブを持つものであり、上記ご意見のとおり残留して有効に活用できる条件を整備すべきと考えます。</p> <p>(日本テレコム)</p> <p>○ KDDI 殿意見の「光回線は、利用者が解約しても残留して有効に利用できる環境を整備すべき」に賛成いたします。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 加入光ファイバは撤去せずに残留するのがよいとの意見に賛同いたします。</p> <p>「2010年には3,000万」としているNTT殿の目標のとおり、今後、光回線の普及が進み、主要な基盤設備として、メタル回線から置き替わるものと考えられます。よって、一時的な解約があっても、その後、他事業者を含めて再利用が可能となるよう、残留しやすい環境整備が必要です。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 光アクセスドロップは事業者がまたがっても再利用すべき。</p> <p>再利用された光アクセスドロップ回線数は事業</p>	<p>考え方7</p> <p>○ 今回、光信号分岐端末回線が、接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及びNTT西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるという特殊な状況にあることから、接続料の見直しを行うものである。</p> <p>したがって、未利用期間に係るコストについてはNTT東日本及びNTT西日本に負担させるべきではなく、申請のとおり原因者に負担させることが適当である。</p> <p>ただし、今回新しい仕組みを導入したということにかんがみれば、この仕組みが有効に機能することについて総務省において検証することが適当である。このため、NTT東日本及びNTT西日本においては解約された光信号分岐端末回線に係る状況を把握し、1年後を目途に総務省に報告すべきである。</p>
-----------------	---	--	---

(イー・アクセス)

者間で相殺すべき

(ソフトバンクBB)

○ I T の促進、設備の有効活用等の観点から、一度設置した光回線を残置することは有効な手段と考えますが、その場合、未利用期間においても、当社は当該回線の資産を抱えること、当該回線の保守・維持に費用がかかることから、その費用は接続料として当該事業者様に負担いただくべきものと考えます。

なお、キャリアやサードパーティベンジの際、加入者ファイバは局内の F T M の繋ぎかえだけで容易に再利用できると想定されるのに対し、シェアードアクセス回線においては新旧事業者間の局外スプリッタの位置関係等により、同一芯線を再利用できない場合が多いと想定されることから、今回はシェアードアクセス回線について料金体系を見直す認可申請を行いました。その他回線についても、費用負担の適正化の観点から、設備実態を踏まえたとコストの発生態様に応じた見直しを進めていく考えです。

(N T T 東日本)

○ I T の促進、設備の有効活用等の観点から、一度設置した光回線を残置することは有効な手段と考えますが、その場合、未利用期間においても、当社は当該回線の資産を抱えること、当該回線の保守・維持に費用がかかることから、その費用は接続料として当該事業者様に負担いただくべきものと考えます。

なお、キャリアやサードパーティベンジの際、加入者ファイバは局内の F T M の繋ぎかえだけで容易に再利用できると想定されるのに対し、シェアードアクセス回線においては新旧事業者間の局外スプリッタの位置関係等により、同一芯

<p>線を再利用できない場合が多いと想定されることから、今回はシェアードアクセス回線について料金体系を見直す認可申請を行いました。その他回線についても、費用負担の適正化の観点から、設備実態を踏まえたとコストの発生態様に応じた見直しを進めていく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>線を再利用できない場合が多いと想定されることから、今回はシェアードアクセス回線について料金体系を見直す認可申請を行いました。その他回線についても、費用負担の適正化の観点から、設備実態を踏まえたとコストの発生態様に応じた見直しを進めていく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>—</p>
<p>意見8 未利用期間の課金は廃止手続完了時までとすべき</p> <p>○ 接続事業者が廃止手続きをしても、NTT東西が撤去するまで未利用期間を支払うのは不適当なため、現在タークアップの手続きと同様、撤去工事日ではなく、廃止日で課金がストップされるような料金にすべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了する場合において、光信号引込等設備の撤去を希望し、撤去が行われた場合には、廃止希望日に課金が終了する扱いとなります。</p> <p>なお、当社都合により廃止希望日に撤去できなかった場合であっても、廃止希望日に課金が終了する扱いとし、未利用期間に係る料金の支払いを要しない運用とする考えです。(事業者間確認事項においてその旨明記します。)</p> <p>(協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了する場合において、光信号引込等設備の撤去を希望しない場合には、(接続終了と同時に再利用された場合を除き)その維持を開始することになり、未利用期間に係る料金支払いを要します。)</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了する場合において、光信号引込等設備の撤去を希望し、撤去が行われた場合には、廃止希望日に課金が終了する扱いとなります。</p> <p>なお、当社都合により廃止希望日に撤去できなかった場合であっても、廃止希望日に課金が終了する扱いとし、未利用期間に係る料金の支払いを要しない運用とする考えです。(事業者間確認事</p>	<p>—</p>

<p>意見9 分岐端末回線の設備管理負担額について今後提供実績が多くなった際は他の設備管理費から分計すべき</p> <p>○ 今回の分岐端末回線の設備管理負担額は、主端末回線区間と同様に分岐端末回線毎に設定（東日本：129円、西日本：135円）され、例えば8分岐分の月額料金は、それぞれ1,032円、1,080円となります。現段階では本機能の提供実績が少ないため、他機能と同等な水準を適用したと理解しておりますが、今後、提供実績が多くなつた際には本機能独自の算定について検討することを要望します。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>項においてその旨明記します。) (協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了する場合において、光信号引込等設備の撤去を希望しない場合には、(接続終了と同時に再利用された場合を除き) その維持を開始することになり、未利用期間に係る料金支払いを要します。)</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>考え方9</p> <p>○ 光信号分岐端末回線に係る回線管理運営費については、今後、当該機能の接続実績が増加した段階で、他の回線管理運営費とコストの差異等を検証し、必要があれば分計して算定することが適当である。</p>
<p>○ 今回のシェアードアクセス方式の接続料における回線管理運営費は、エンドユーザが利用している分岐回線に適用する「光信号分岐端末回線管理機能」と、エンドユーザが未利用期間中の分岐回線に適用する「光信号引込等設備管理負担額」があります。</p> <p>シェアードアクセス方式に係る独自の回線管理運営費の設定については、今後、当該機能の接続実績が増加した段階で、他の端末回線との業務フロアの違いやそれに伴うコストの差異を検証した上で、独自の接続料の設定の必要性について検討したいと考えています。</p> <p>なお、光信号主端末回線区間には回線管理運営費の設定はありません。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 今回のシェアードアクセス方式の接続料における回線管理運営費は、エンドユーザが利用している分岐回線に適用する「光信号分岐端末回線管理機能」と、エンドユーザが未利用期間中の分岐回線に適用する「光信号引込等設備管理負担額」があります。</p> <p>シェアードアクセス方式に係る独自の回線管理運</p>	<p>○ 今回のシェアードアクセス方式の接続料における回線管理運営費は、エンドユーザが利用している分岐回線に適用する「光信号分岐端末回線管理機能」と、エンドユーザが未利用期間中の分岐回線に適用する「光信号引込等設備管理負担額」があります。</p> <p>シェアードアクセス方式に係る独自の回線管理運</p>	<p>○ 光信号分岐端末回線に係る回線管理運営費については、今後、当該機能の接続実績が増加した段階で、他の回線管理運営費とコストの差異等を検証し、必要があれば分計して算定することが適当である。</p>

<p>意見10 局内設備装置設置についてNTT東日本及びNTT西日本と接続事業者間の同等性を担保すべき</p>	<p>○ 今回のシェアードアクセス方式の提供に用いられる局内設備設置について、NTT東西が自ら設置する場合と他事業者が設置する場合の手續きの同等性が必要であり、接続約款に明記するべきです。 DSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置、IP電話用ルータ等については、NTT東西が自社の通信用建物に自ら設置する場合は、他事業者と同等の手續きを要する旨が接続約款（第10条の38項）に明記されています。同様に、シェアードアクセス方式を提供する際に設置する「光信号伝送装置、OSU（光信号主端末回線収容装置）、局内光スプリッタ」についても同項に追加するべきです。 （ソフトバンクBB）</p>	<p>○ シェアドアクセス方式のアンバンドルメニューの提供に用いる光信号多重分雑装置及び光信号伝送装置は第1種指定電気通信設備とされており、他事業者様への提供に係わる手續き、条件、料金等を接続約款に定め、現に、提供可能エリア内において他事業者様からの接続要望に応じて基本的に設備対応を行い機能提供を行っている装置であることから、専ら自社専用としてご利用される他事業者様の装置と設置に係る手續の同等性が必要とされる装置ではないと考えます。 （NTT東日本）</p>
<p>○ 左記ご意見に賛同いたします。 弊社意見書でも述べていただきましたが、NTT東西殿利用部門と接続事業者との同等性確保が必要であり、網使用料の支払いだけでなく、手續面からも確実に担保されるべきと考えます。 （日本テレコム）</p>	<p>○ シェアドアクセス方式のアンバンドルメニューの提供に用いる光信号多重分雑装置及び光信号伝送装置は第1種指定電気通信設備とされており、他事業者様への提供に係わる手續き、条件、料金等を接続約款に定め、現に、提供可能エリア内において他事業者様からの接続要望に応じて基本的に設備対応を行い機能提供を行っている装置であることから、専ら自社専用としてご利用される他事業者様の装置と設置に係る手續の同等性が必要とされる装置ではないと考えます。 （NTT東日本）</p>	<p>○ シェアドアクセス方式のアンバンドルメニューの提供に用いる光信号多重分雑装置及び光信号伝送装置は第1種指定電気通信設備とされており、他事業者様への提供に係わる手續き、条件、料金等を接続約款に定め、現に、提供可能エリア内において他事業者様からの接続要望に応じて基本的に設備対応を行い機能提供を行っている装置であることから、専ら自社専用としてご利用される他事業者様の装置と設置に係る手續の同等性が必要とされる装置ではないと考えます。 （NTT東日本）</p>
<p>○ 今回のシェアードアクセス方式の提供に用いられる局内設備設置について、NTT東西が自ら設置する場合と他事業者が設置する場合の手續きの同等性が必要であり、接続約款に明記するべきです。 DSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置、IP電話用ルータ等については、NTT東西が自社の通信用建物に自ら設置する場合は、他事業者と同等の手續きを要する旨が接続約款（第10条の38項）に明記されています。同様に、シェアードアクセス方式を提供する際に設置する「光信号伝送装置、OSU（光信号主端末回線収容装置）、局内光スプリッタ」についても同項に追加するべきです。 （ソフトバンクBB）</p>	<p>○ シェアドアクセス方式のアンバンドルメニューの提供に用いる光信号多重分雑装置及び光信号伝送装置は第1種指定電気通信設備とされており、他事業者様への提供に係わる手續き、条件、料金等を接続約款に定め、現に、提供可能エリア内において他事業者様からの接続要望に応じて基本的に設備対応を行い機能提供を行っている装置であることから、専ら自社専用としてご利用される他事業者様の装置と設置に係る手續の同等性が必要とされる装置ではないと考えます。 （NTT東日本）</p>	<p>○ シェアドアクセス方式のアンバンドルメニューの提供に用いる光信号多重分雑装置及び光信号伝送装置は第1種指定電気通信設備とされており、他事業者様への提供に係わる手續き、条件、料金等を接続約款に定め、現に、提供可能エリア内において他事業者様からの接続要望に応じて基本的に設備対応を行い機能提供を行っている装置であることから、専ら自社専用としてご利用される他事業者様の装置と設置に係る手續の同等性が必要とされる装置ではないと考えます。 （NTT東日本）</p>
<p>○ 今回のシェアードアクセス方式の提供に用いられる局内設備設置について、NTT東西が自ら設置する場合と他事業者が設置する場合の手續きの同等性が必要であり、接続約款に明記するべきです。 DSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置、IP電話用ルータ等については、NTT東西が自社の通信用建物に自ら設置する場合は、他事業者と同等の手續きを要する旨が接続約款（第10条の38項）に明記されています。同様に、シェアードアクセス方式を提供する際に設置する「光信号伝送装置、OSU（光信号主端末回線収容装置）、局内光スプリッタ」についても同項に追加するべきです。 （ソフトバンクBB）</p>	<p>○ シェアドアクセス方式のアンバンドルメニューの提供に用いる光信号多重分雑装置及び光信号伝送装置は第1種指定電気通信設備とされており、他事業者様への提供に係わる手續き、条件、料金等を接続約款に定め、現に、提供可能エリア内において他事業者様からの接続要望に応じて基本的に設備対応を行い機能提供を行っている装置であることから、専ら自社専用としてご利用される他事業者様の装置と設置に係る手續の同等性が必要とされる装置ではないと考えます。 （NTT東日本）</p>	<p>○ シェアドアクセス方式のアンバンドルメニューの提供に用いる光信号多重分雑装置及び光信号伝送装置は第1種指定電気通信設備とされており、他事業者様への提供に係わる手續き、条件、料金等を接続約款に定め、現に、提供可能エリア内において他事業者様からの接続要望に応じて基本的に設備対応を行い機能提供を行っている装置であることから、専ら自社専用としてご利用される他事業者様の装置と設置に係る手續の同等性が必要とされる装置ではないと考えます。 （NTT東日本）</p>

他事業者様への提供に係わる手続き、条件、料金等を接続約款に定め、現に、提供可能エリア内において他事業者様からの接続要望に応じて基本的に設備対応を行い機能提供を行っている装置であることから、専ら自社専用としてご利用される他事業者様の装置と設置に係る手続の同等性が必要とされる装置ではないと考えます。

(N T T 西日本)

意見 1 1 1 ユーザ約款を準用している部分を接続約款として整理すべき

○ 最低利用期間など、一部専用線契約約款（ユーザ約款）を準用している規定がありますが、準用する根拠が全くないため、ユーザ約款と切離して接続約款に規定するなど約款の整理も同時に必要と考えます。その際には、N T T 東西がユーザ約款より高い料金や条件を接続約款に規定するような違反行為がないよう厳重に監視していただきますよう強く要望いたします。

(イーアクセス)

考え方 1 1

○ 接続約款にユーザ約款の規定を準用することは、妨げられておらず、一定の合理性が認められるのであれば、認められるものである。また、接続約款の認可申請については、情報通信審議会に諮問され、所定の手続きを経て認可されるものであり、規定内容について十分な調査審議が実施されている。

○ 最低利用期間については、短期間の利用による当社の設備投資リスクを回避する観点から設定しているところであり、当該設定の考え方は、既に専用サービス契約約款（ユーザ約款）にて規定されている最低利用期間の設定の考え方と同義のものであることから、当該ユーザ約款の規定を準用しているところと見なす。

なお、N T T 東西のBフレッツサービスのユーザ約款（I P 通信網サービス契約約款）においては最低利用期間を設定しておりませんが、利用部門は接続事業者様と同等の条件により設備の利用等に際して適正に費用負担した上で、販売戦略により設定していないものであり、その設定の有無は接続事業者様の営業戦略上の判断によるものと考えます。

(N T T 東日本)

○ 最低利用期間については、短期間の利用による当社の設備投資リスクを回避する観点から設定しているところであり、当該設定の考え方は、既に専用サービス契約約款（ユーザ約款）にて規定されている最低利用期間の設定の考え方と同義のものであることから、当該ユーザ約款の規定を準用しているところと見なす。

	<p>なお、NTT東西のBフレッツサービスのユーザ約款（IP通信サービス契約約款）においては最低利用期間を設定しておりませんが、利用部門は接続事業者様と同等の条件により設備の利用等に際して適正に費用負担した上で、販売戦略により設定していません。その設定の有無は接続事業者様の営業戦略上の判断によるものと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見12 土日祝日工事を実施すべき</p> <p>○ NTT西日本は、土日祝日工事料を設定しておりません。土日祝日工事を希望する利用者の要望に配慮するため、土日祝日においても工事を実施する仕組みを導入していただきたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ NTT東日本では、ドライカッパ等DSL開通工事及び今回の分岐端末回線の設置工事でも土日祝日工事が可能です。NTT西日本でも同様に土日祝日工事を設定いただけますよう強く要望いたします。</p> <p>(イーアクセス)</p> <p>○ 接続約款変更(案)では光信号分岐端末回線接続工事について、土日祝日昼間の工事を受け付けるのはNTT東日本のみとなっています。お客様の利便性の観点から、NTT西日本においても土日祝日昼間の工事実施を検討していただければ強く要望いたします。</p> <p>(ソフトバンクBB)</p>	<p>意見12 土日祝日工事を実施すべき</p> <p>○ KDDI殿意見、及びソフトバンクBB株式会社殿意見の「土日祝日工事導入」に賛成いたします。</p> <p>(イーアクセス)</p> <p>○ NTT西日本においても、今後、土日祝日昼間帯に工事実施することについて検討しております。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>考え方12</p> <p>○ NTT西日本は、自社サービスのユーザに対する土日祝日工事のメニューを用意していません。また、接続事業者のユーザに対し土日祝日工事を実施しないことが直ちに問題となるわけではなく、土日祝日のみ在宅しているユーザが一定数存在する現状に鑑みれば、特にユーザの在宅を条件とする工事について土日祝日工事を実施することがユーザの利便性確保の観点から望ましく、NTT西日本においては可能な限り土日祝日工事の実施に向けた努力を行うことが適切であると考えられる。</p>
<p>意見13 24時間保守メニューを設置するべき</p>		<p>考え方13</p>

<p>○ NTT東日本殿は24時間保守メニューを設定しております。24時間保守を希望する利用者の要望に応えるため、24時間保守メニューを設定していただきたいと考えます。 (KDDI)</p> <p>○ NTT東日本の接続約款変更(案)には、光信号分岐端末回線に係る24時間保守メニューが入っております。お客様の利便性の観点から、NTT東日本においてもNTT西日本と同様、24時間保守の実施を検討していただければ強く要望いたします。 (ソフトバンクBB)</p>	<p>○ NTT東日本殿も24時間保守を要望との意見に賛同いたします。 弊社意見書(11月17日提出)においても同様な主旨の意見を述べさせていただいておりますが、他サービスでは24時間保守を実施しているものも多数あると認識しております。また、24時間保守メニューを設定する際には、NTT西日本殿と同様な方法で料金を設定していただきたいと考えます。 (KDDI)</p> <p>○ 今後、具体的な24時間保守のニーズや運用体制等を踏まえながら、その提供の可否を含め、総合的に検討していく考えです。 (NTT東日本)</p>	<p>○ NTT東日本は、自社サービスのユーザーに対する24時間保守のメニューを用意していただくことから、接続事業者のユーザーに対して24時間保守を実施しないことが直ちに問題となるわけではないが、NTT東日本においては、24時間保守を希望するユーザーのニーズも踏まえ、24時間保守の実施に向けた検討を行っていただくことが望ましいと考えられる。</p>
<p>意見14 接続事業者による光信号分岐端末回線の自前工事と買取り制度の整備を要望する</p> <p>○ 今回の接続約款変更により、光アクセス部分のアンバンドル制度が整備されることとなり、接続事業者がFTTHサービスを提供するためにより柔軟な設備構成をとることができるようになったと言えます。しかし、更に接続事業者が自身でできることは接続事業者任せると共に、光ファイバー資源の効率的な使用を図り、FTTHサービスの普及を促進するためには、接続事業者による光信号分岐端末回線の自前工事と買取りが可能となるよう次の2つの制度が早期に整備されることを要望いたします。</p> <p>① 接続事業者による自前工事 光信号分岐端末回線は、お客様の加入申込み毎に設置するものであり、またNTT東西だけが工事をする必然性はなく、接続事業者も自らが工事をすることが可能です。</p>	<p>○ 上記ご意見に賛同いたします。 今回の接続約款案では、サービスが解約された場合に未利用期間の使用料支払いを避けるため、分岐端末回線の撤去が必要となります。これは光ファイバ資源の効率性を低下させるインセンティブを持つものであり、上記ご意見のとおり残置して有効に活用できる条件を整備すべきと考えます。 (日本テレコム)</p> <p>○ 今回の接続約款変更案に対する直接的な意見はありませんが、宅内工事と分岐端末回線工事の実施について意見を述べさせていただきます。 現在、端末回線に関する工事は、お客様宅内は接続事業者が行い、分岐端末回線はNTT東西殿が行うことになっており、双方を自社で同時に実</p>	<p>○ (自前工事の実現について) 今回のシェアードアクセス方式の接続料等の改定は、引込線はNTT東日本及びNTT西日本が接続事業者からの求めに応じてその都度敷設するものであるという特殊な状況に鑑み、従来月額接続料として回収していた接続料の一部を工事費として一括して徴収するとともに、接続事業者からの依頼に基づき引込線を撤去した場合は接続事業者が未償却残高を負担するなど、従来NTT東日本及びNTT西日本が負担していた設備投資リスクを接続事業者が負担するよう見直すものである。設備投資リスクを負うこととなる他事業者から見れば、当該リスクをある程度の裁量をもって管理する必要があることから、他事業者が自ら引込線を敷設するという選択肢を確保することにより、NTT東日本及びNTT西日本に工事を依頼</p>

従って接続事業者が、自らの裁量で工事料金や工事期間の設定が行えるよう、自前工事ができる制度の整備を要望いたします。

② 接続事業者による買取り

今回の見直し案では、利用されなくなった光信号分岐端末回線について、接続事業者が接続料を支払い続けられない限り基本的には撤去となるが、資源の有効利用の観点から、接続事業者が当該光信号分岐端末回線を買取るという選択肢を設けるよう要望します。

線路敷設の円滑化のためのルールとしては、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」が既に制定されています。しかし、このガイドラインは、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を取り決めたものです。即ち、あくまで設備保有者と電柱等を使用する事業者の関係性をルール化したものであり、FTTHサービスで競争関係にあるNTT東西と接続事業者の公平性を規律したものではありません。従って、上記の光信号分岐端末回線部分の接続事業者による自前工事、および接続事業者による買取りを実施するためには、このガイドラインだけでは不十分であり、NTT東西と接続事業者の間で、①使用できる電柱上の添架位置を同一にすること、及び②NTT東西の線路を一東化する、をルール化すべきです。

(ソフトバンクBB)

施可能なNTT東西殿と比べ、接続事業者はお客様との調整等により多くの稼働・工事費が発生します。

NTT東西殿の利用部門と同様にお客様宅内工事と分岐端末回線を同時に実施する方法としては、接続事業者の自前工事の他、NTT東西殿が分岐端末回線工事を行う際に宅内配線工事を実施することでも実現できます。この方法についても整備することが必要と考えます。

(KDDI)

○ ①で指摘したように光配線区域には問題があるため、ソフトバンクBB殿意見の「光信号端末回線は、自前工事ができる制度の整備を要望」に賛成いたします。なお、さらなる線路敷設の円滑化については、接続事業者がオープンに利用できるようにルールとして整備して頂けるよう要望いたします。

(イー・アクセス)

○ 公正な競争条件に関する意見
国民的課題であるわが国のブロードバンドの発展のために今後FTHサービスの普及促進の重要性は急速に高まると考えています。そのためにはFTHサービスを提供する事業者間の公正な競争が不可欠な条件となります。

先の意見募集に対して当社は主として公正な競争が必要であるとの観点から意見を述べましたが、社団法人テレコムサービス協会、KDDI、イー・アクセス、および日本テレコムも同じ観点から意見を提出されています。

今回の再意見募集に対しても主として公正な競争条件が不可欠であり、それが担保されるべきであることあらためて申し述べます。設備・工事、情報、手続きの面から以下に具体的に述べ

した場合のリスクと自ら敷設した場合のリスクのどちらでも選択できるようにしておくことが望ましいと考えられる。

また、他事業者が自ら引込線を敷設することは、サービスベースの競争のみならず、設備ベースの競争の進展にもつながり、NTT東日本及びNTT西日本と接続事業者間の更なる競争の進展により、光ファイバサービスの一層の発展につながることを期待できる。

この点について、NTT東日本及びNTT西日本は、①光ファイバケーブル等を敷設する際に、予め将来敷設する引込線を含め添架検討を実施していることから引込線の敷設ごとに強度計算等を行う必要がなく、②自社の占有ポイントに引込線を敷設することができ、他方、他事業者が引込線を敷設する場合には、①新たな添架物として引込線の敷設ごとに添架検討が必要となり、②NTT東日本及びNTT西日本の光ファイバの添架ポイントとは離れた一般添架ポイントに引込線を敷設する必要がある。

今後、他事業者による引込線等の自前敷設を促進していく観点から、引込線等の添架要望事業者の設備の態様に応じた添架手続きの簡素化、新たな添架ポイントの提供、一東化の是非等について検討し、その結果について平成17年3月末までに総務省に報告するべきである。

(買取りについて)

NTT東日本及びNTT西日本の資産である引込線について、他事業者に転売するかどうかは、基本的には事業者間で協議すべき事項と考えられるが、意見7の考え方のとおり、NTT東日本及びNTT西日本からの報告を受けて、総務省においてサービスが解約された場合の分岐端末回線の扱いについて妥当性を検証することが適当である。

す。

- (1) 設備・工事面の公平性
光信号分岐端末回線を、他事業者が自前で工事することとなった場合とNTT東西が工事する場合を比較すると、現在のNTT東西の電柱使用ルールでは次のような違いがあります。
- ① 接続事業者が自前で工事することとなった場合
 - i. NTT東西とは異なる電柱上の添架位置を使用
 - ii. 複数の接続事業者が電柱を使用する場合は接続事業者同士で一束化
 - ② NTT東西が工事する場合
 - i. NTT東西が電柱上の添架位置を単独で使用
 - ii. 電話などのために設置したメッセセンジャ一ワイヤを使用して光ファイバ化

このようにF T T Hサービスの設備・工事面の公平性からみると、不公平さは明確です。当社は先の意見募集に対して、「接続事業者による自前工事」と、「接続事業者による買取り」の制度化が必要であり、そのためには①使用できる電柱上の添架位置を同一にすること、及び②NTT東西の線路を一束化できること、をルール化すべきと要望してはいますが、競争条件を公平にする意味からも是非とも実現して頂くようあらためて要望いたします。

(ソフトバンクBB)

- 当社では、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づいて、当社所有の電柱の利用に関する基本的な契約条件として『電

(宅内工事と分岐端末回線工事の一体実施について)

接続事業者の設備（宅内設備）について、工事稼働の観点からNTT東日本及びNTT西日本へ工事の実施を委託することを希望するのであれば、その実現に向けて委託者（接続事業者）と受託者（NTT東日本及びNTT西日本）の間で協議を行う必要があると考えられる。

柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について』を公表し、光信号分岐端末回線相当の設備のみならず、光ケーブル等の添架を要望される全ての他事業者様に対して自前工事を含めて必要な条件を整備しているものと認識しております。

また、現状、当社所有の電柱の利用に関しては、①空きがないために添架をお断りしているケースは僅少であり、他事業者様から新たに添架を要望されても相当程度対応が可能となる見込みであること、②当社と同一位置への添架・一東化を行った場合には、当社の工事や保守等に影響を及ぼす虞があること、③当該添架位置においては、当社開通工事やケーブル敷設工事等が頻繁に実施されるため、一東化されている他事業者様ケーブル等に影響を及ぼす可能性も高いことから、当社と同一位置への添架・一東化を行うことは困難であると考えております。従って、現行ルールに則り、添架可能な空きポイントへの添架、突出し金物の設置により個別に添架ポイントを確認しての添架により対応をして頂きたいと考えておりますが、更に、現行の添架ポイントに空きがない場合については、新たな添架ポイントへの設置を含め、個別に協議を行い、現行の工事や保守に与える影響等を踏まえつつ、その対応について検討をさせて頂く考えです。

なお、新たな添架ポイントへの設置及びその条件等の検討にあたっては、当社だけではなく、当社以外の電柱保有者の了解が必要となります。

(N T T 東日本)

○ 当社における再利用の見込みが全くなき、撤去を予定している光信号分岐端末回線に係る光ファイバ設備を、従来の状態のままでも他事業者様に譲渡するとした場合には、結果として他事業者様ケーブルを当社と同一位置への添架・一東化を行う

ことと同義となるため、譲渡した以降の当該添架ポイントにおける他事業者様の工事により、当社の工事や保守に影響を与える虞があることや、当社の開通工事やケーブル工事等により、一束化された状態にある他事業者様ケーブル等に影響を及ぼす可能性も高いこと等の問題があると考えております。したがって、他事業者様から具体的な要望をいただいた場合には、既存の当社の添架位置から工事や保守等の影響を及ぼさない新たな添架ポイントへの移設等を前提として、個別に提供条件等を検討させていただき考えです。

(NTT東日本)

○ 当社では、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づいて、当社所有の電柱の利用に関する基本的な契約条件として『電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について』を公表し、光信号分岐端末回線相当の設備のみならず、光ケーブル等の添架を要望される全ての他事業者様に対して自前工事を含めて必要な条件を整備しているものと認識しております。

また、現状、当社所有の電柱の利用に関しては、①空きがないために添架をお断りしているケースは僅少であり、他事業者様から新たに添架を要望されても相当程度対応が可能となる見込みであること、②当社と同一位置への添架・一束化を行った場合には、当社の工事や保守等に影響を及ぼす虞があること、③当該添架位置においては、当社開通工事やケーブル敷設工事等が頻繁に実施されるため、一束化されている他事業者様ケーブル等に影響を及ぼす可能性も高いことから、当社と同一位置への添架・一束化を行うことは困難であると考えております。従って、現行ルールに則り、添架可能な空きポイントへの添架、突出し金物の設置により個別に添架ポイントを確保しての

添架により対応をして頂きたいと考えておりますが、更に、現行の添架ポイントに空きがない場合については、新たな添架ポイントへの設置を含め、個別に協議を行い、現行の工事や保守に与える影響等を踏まえつつ、その対応について検討をさせて頂く考えです。

なお、新たな添架ポイントへの設置及びその条件等の検討にあたっては、当社だけではなく、当社以外の電柱保有者の了解が必要となります。

(N T T 西日本)

○ 当社における再利用の見込みが全くなく、撤去を予定している光信号分岐端末回線に係る光ファイバ設備を、従来の状態のままでも他事業者様に譲渡するとした場合には、結果として他事業者様が一歩を当社と同位置への添架・一東化を行うことと同義となるため、譲渡した以降の当該添架ポイントにおける他事業者様の工事により、当社の工事や保守に影響を与える虞があることや、当社の開通工事やケーブル工事等により、一東化された状態にある他事業者様ケーブル等に影響を及ぼす可能性も高いこと等の問題があると考えております。したがって、他事業者様から具体的な要望をいただいた場合には、既存の当社の添架位置から工事や保守等の影響を及ぼさない新たな添架ポイントへの移設等を前提として、個別に提供条件等を検討させて頂いていただく考えです。

(N T T 西日本)

意見 1.5 屋内配線の低価格を図るべき

○ 利用者宅内の、屋内配線利用料は150Mの専用線の利用者料金を準用し、月額1,000円となっておりませんが、この水準はBフレッツサービスで利用者に提供する料金(住宅用200円、ビル用80

考え方 1.5

○ 現在、設備構成上NTT東日本及びNTT西日本の屋内配線を再利用できるのは、集合住宅や事業所に限られることなので、現行の料額については直ちに問題となるものではないが、NTT

0円)を上回ることになりません。
 従いまして、少なくともBフレッツサービス料金を用いることが適当と考えます。
 (KDDI)

お客様はお客様宅を訪問して室内装置(ONU等)を設置するため、これに合わせて屋内配線工事を実施した方がお客様利便に資するものと考えさせていただきます。

また、NTT東西が既にユーザ宅内にて敷設した屋内配線を他事業者様がそのままご利用される場合は、ユーザ宅内にて他事業者様との責任分界点を設けるための筐体が必要となりますが、現時点でNTT東西ではそのような設備構成としていないことから、故障時の責任が不明確になることや、NTT東西に当該筐体に関する故障修理ノウハウがないこと等、技術面、保守面等に諸課題があることから、現実的には戸建(所謂住宅用)にて既設屋内配線を再利用できるケースは想定されず、他事業者様の屋内配線の利用は、事業所や集合住宅用(所謂ビル用)の既設光構内ケーブルの利用となります。

フレッツサービスにおいて、屋内配線設備部分の利用者料金は、ご指摘の住宅用200円、ビル用800円ではなく、ビルなどでNTT東西が設置した光構内ケーブルをご利用いただく場合は、1,000円(基本料200円・加算料800円)となります。

なお、既設屋内配線の料金及び提供条件については、現行省令上、接続約款に定める事項とされており、NTT東西は、他事業者様において設置工事が可能な端末設備であり、ポトルネットワーク性はないことから、今後、本取り扱いについて見直していただくよう要望します。

(NTT東日本)

○ 屋内配線については、他事業者様において工事実施可能であることから、NTT東西にて屋内配線を新たに敷設してまで他事業者様へ提供する義務はないものと認識しております。また、他事業者様は

東日本及びNTT西日本において、戸建て住宅においても屋内配線の再利用が可能となった場合は、ユーザ料金(200円)と同程度に設定することが適当である。

なお、本件については、他事業者様が設置する屋内配線についても、当然に同様に取り扱いされるべきものである。

また、屋内配線については、例えば事業所ビルにおいてNTT東日本及びNTT西日本が既に構内配線を設置している場合、他事業者がビル内に新たに配線を行うことが困難であることが多く、そのときはNTT東日本及びNTT西日本の屋内配線を利用することが必要となることから、接続を円滑に行うために必要な事項として接続約款において定めることとしているものである。現在においても、NTT東日本及びNTT西日本の屋内配線を他事業者が利用する形態が相当数存在していることにかんがみれば、現時点で直ちに見直す必要性はないと考える。

お客様をお客様宅を訪問して宅内装置（ONU等）を設置するため、これに合わせて屋内配線工事を実施した方がお客様利便に資するものと考えております。

また、NTT東西が既にユーザ宅内にて敷設した屋内配線を他事業者様がそのままご利用される場合は、ユーザ宅内にて他事業者様との責任分界点を設けるための筐体が必要となりますが、現時点でNTT東西ではそのような設備構成としていないことから、故障時の責任が不明確になることや、NTT東西に当該筐体に関する故障修理ノウハウがないこと等、技術面、保守面等に諸課題があることから、現実的には戸建（所謂住宅用）にて既設屋内配線を再利用できるケースは想定されず、他事業者様の屋内配線の利用は、事業所や集合住宅用（所謂ビル用）の既設光構内ケーブルの利用となります。

フレッツサービスにおいて、屋内配線設備部分の利用者料金は、ご指摘の住宅用200円、ビル用800円ではなく、ビルなどでNTT東西が設置した光構内ケーブルをご利用いただく場合は、1,000円（基本料200円・加算料800円）となります。

なお、既設屋内配線の料金及び提供条件については、現行省令上、接続約款に定める事項とされておりますが、屋内配線は、他事業者様において設置工事が可能な端末設備であり、ポトルネットワーク性はないことから、今後、本取り扱いについて見直していただくよう要望します。

(NTT西日本)

意見16 接続料と利用者料金との関係について反競争的料金の設定が行われていないか検証すべき

○ 接続料と利用者料金との関係性の検証につきましては、平成16年11月8日付弊社意見書（1Gb

考え方16

○ 接続料と利用者料金との関係については、総務省において営業費を加味した上で検証し、その結

ても同様の観点から、小売コスト(=営業費)を考慮すべきとの考え方が示されており。

「③したがって、東・西NTTにおける営業費が適正なものであるかどうかについて個々のサービス毎に検証することとし、東・西NTTが自ら付け加える営業費が不当なものであり、競争事業者が対等に競争することが困難であると判断される場合には、必要に応じて接続料と利用者料金との関係を是正することが必要である」(P. 32)

また、1ユーザあたりのコスト計算を行う場合、設備の収容効率が重要となります。仮に、利用者料金算定には高い収容率を用いた計算する一方、接続料算定には低い収容率を用いた場合には、容易に検証を通過し、競争的料金の設定(プライススライス)を行うことが可能となります。

したがって、弊社としましては、上記の理由から、以下の点を考慮した検証を行っていただくことを要望いたします。

- ①小売コスト(=営業コスト)を含めた検証
- ②適切な収容率に基づく検証

(日本テレコム)

年8月当初から接続料と利用者料金の関係でプライススライスが非常に問題となっている接続料金です。にもかかわらず、その問題が解決されない一方でNTT東西が光IP電話の認可申請をしています。このため、NTT東西の光IP電話の認可前までには、早急に接続料と利用者料金の関係について検証を実施し、検証結果を公開していただけてますよう強く要望いたします。

平成16年11月26日に総務省が認可した「1Gbpsまでに符号伝送が可能な光信号伝送装置及びルーティング伝送機能におけるLANインターフェースの追加に伴う接続料の設定」において、総務省の考え方として「ニューファーマイブ/ファーマイブ(100Mbps)の接続料算定において用いられている平均収容率は60%であるが、当該接続料の算定に用いられている将来原価方式は、5年以内の期間の予測原価を基に平均化された接続料を算定し、当該期間をかけて回収する方式であることから、原則的には算定期間終了時に見直しが行われるものである」とありますが、本案件にも該当する部分で大きく3点問題があります。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041126_4_03.pdf

まず、1点目ですが、「5年間の平均収容効率60%」というのは、例えば、2年経過した今の利用率が20%程度しかない場合は、残りの3年間の平均利用率は挽回するために86%以上超えていなければ、5年間の平均利用率は60%に達しません。現在の利用率が30%程度しかない場合は、残りの3年間の平均利用率は80%以上超えていなければ、5年間の平均利用率は60%に達しません。少なくともNTT東西の過去の収容効率実績を開示し、検証結果を公開していただけてますよう強く要望いたします。「(図)平均利用率について」を参照のこと。

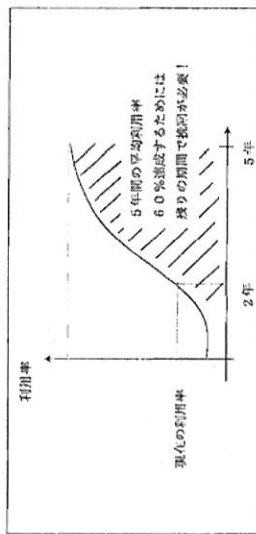
2点目に、現在のNTT東西の「光配線区域」

では、1つの屋外スプリッタがカバーする世帯数が非常に少ないため、5年経過しても平均収容効率が50%を超えることは不可能と思われれます。
「光配線区域」の見直しを行うか、60%の収容効率という条件を見直しして再度検証するかを行うべきと考えます。

3点目に、収容効率について、「算定期間終了時に見直しが行われるものである」とありますが、接続約款申請当初からさまざまな接続事業者が問題提起をしていた収容効率について5年経過後に見直しが行われたとしても、接続事業者の参入機会を取り戻すことは出来ません。

Bフレッツニューファミリータイプについては、コスト回収上問題があると想定されることから、明確に会計の分計をおこなうことが必要です。NTT東西が接続料金は赤字にならないよう回収しつつ、自社サービスで赤字になった場合、NTT東西の赤字部分を接続料金もしくはユニバーサルサービスの基金などで他事業者が負担することがないよう検証を行える仕組みが必要です。

(図) 平均利用率について



(イー・アクセス)

意見17 接続会計においてNTT東西の光IP電話の収支を既存の電話と分計すべき

○ NTT東西は、平成16年9月1日から「集合住

考え方17

○ ユニバーサルサービス基金の在り方について

宅向けＩＰ電話（ひかり電話）」をサービス開始し、平成16年11月9日に「戸建住宅向けＩＰ電話サービス」に関する活用業務の認可申請をしています。

<http://www.ntt-east.co.jp/release/0408/040830c.html>
<http://www.ntt-east.co.jp/release/0411/041109.html>

平成16年12月からはユニバーサルサービス基金の見直しが予定されていますが、NTT東西が今後予定している光ＩＰ電話は既存の電話サービス収支に重大な影響があるため、（現在は、ユニバーサルサービスコストは長期増分費用方式で算定していますが）、その会計分離を明確にしておく必要があります。

ユニバーサルサービス基金の見直しで、光ＩＰ電話の影響が算定できるよう、接続会計で分計し、報告すべきと考えます。

（イー・アクセス）

ません。
 接続会計の目的は「当該接続に関する収支の状況を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資すること（第一種指定電気通信設備接続会計規則第1条より抜粋）」であり、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門に資産並びに費用及び収益を整理し、電気通信設備の管理運営に關連する費用は、適正な基準により設備区分に帰属することとしており、光ＩＰ電話に関する費用についてはも関連する設備区分に適正に帰属する考えですが、接続会計において光ＩＰ電話の収支を分計し、報告する必要はないものと考えます。

（NTT東日本）

○ 本件は、今回の認可申請内容とは直接関係ありません。

接続会計の目的は「当該接続に関する収支の状況を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資すること（第一種指定電気通信設備接続会計規則第1条より抜粋）」であり、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門に資産並びに費用及び収益を整理し、電気通信設備の管理運営に關連する費用は、適正な基準により設備区分に帰属することとしており、光ＩＰ電話に関する費用についてはも関連する設備区分に適正に帰属する考えですが、接続会計において光ＩＰ電話の収支を分計し、報告する必要はないものと考えます。

（NTT西日本）

意見1.8 光配線区域情報の提供について歓迎する
 ○ 「光配線区域」を意識した事業展開をできる限り行いたいとの接続事業者からの要望に応え、今回、新たに「光配線区域情報の提供」を接続事業者に対して開始することを歓迎します。

は、本年11月26日に当審議会に諮問されたところであるが、光ＩＰ電話の提供による影響についても、必要があれば、今後のユニバーサルサービス基金の在り方の検討の中で議論されるものがある。

なお、NTT東西のＩＰ電話の収支に係る会計については、その他のサービスに関する業務の会計と分計する考えが既に両社より示されている。（本年11月9日付け活用業務の認可申請）

考え方18

(テレコムサービス協会)

意見19 光配線区域情報についてより詳細な情報を開示すべき

○ NTT東西から提供される光配線区域情報には、配線ブロック番号とこれに属する光配線区域(住所)があります。光配線区域は「**丁目**番地**号」までの情報が必要でもかかわらず、「**丁目**番地」までの情報しか提供されません。そのために、個々のお客様がどの配線ブロックに収容されるかは、NTT東西に申し込んで初めて接続事業者が認知できることになっています。即ち、一つの地番内の配線ブロックのエリア境界は、事前に接続事業者が知ることができません。このことは、接続事業者にとって営業上次に示すような大きな問題があります。

① お客様がどの配線ブロックに入っているのかが判らないため、引込工事ができるかどうかお客様に明確に説明できず、営業活動に大きな支障となる。

② 収容効率を高めるために特定の配線ブロックに対して集中的に営業活動を行うこと等ができず、結果として収容効率を上げることができない恐れがある。

一方でNTT東西は地番内の配線ブロックのエリア境界を知り得る立場にあり、公正競争の観点から著しく不公平であると考えます。

従って、配線ブロックエリアの境界を接続事業者も認識できるような情報開示の提供を強く要望いたします。具体的には、次のような方法を要望いたします。

案① 配線ブロック番号に属する光配線区域(住所)の情報として「**丁目**番地**号」

○ 左記ご意見に賛同いたします。
今回ご提示された光配線区域情報の開示については、区域境界が不明確であるなどの問題点があります。情報の有用性の向上、NTT東西殿利用部門との情報格差の解消のため、上記ご意見のような条件を追加することを検討すべきと考えます。

(日本テレコム)

○ 「配線ブロックエリアの境界を接続事業者も認識できるような情報の提供」を要望するとの意見につきまして賛同いたします。

光配線区域の情報提供は、今回のシェアードアクセス回線を利用(接続)するにあたり、必須な事項と理解しております。また、事業計画をより精緻化する上では、この光配線区域の情報は、地理的な境が明確になっている必要があり。よって、ソフトバンクBID殿の案①や地図へのプロット等、境界がわかるような情報の提供を要望します。

また、情報については、計画が確定した段階で速やかに更新していただきたいと考えます。

(KDDI)

○ 情報面の公平性

当社は先の意見募集に対して、光配線区域は「**丁目**番地**号」までの情報が必要であるにもかかわらず、「**丁目**番地」までの情報しか提供されなないために、お客様がその配線ブロックに入っているかどうか明確ではなく営

考え方19

○ NTT東日本及びNTT西日本は、光信号用の伝送路設備の敷設状況等接続の請求に際して必要な情報を接続事業者の開示する必要がある。光配線区域について、NTT東日本及びNTT西日本の利用部門と接続事業者とで得られる情報のレベルが同じであったとしても、光配線区域の情報は、今後シェアードアクセスによるサービスを展開していく新規事業者にとって設備の収容効率を上げるに当たりより重要なものとなると考えられる。

NTT東日本及びNTT西日本において、設備管理部門が定めた光配線区域を住所表示として他事業者の開示するに当たり、利用部門が有する契約者情報を用いるがために**番地**号までの情報を提供することが個人情報保護との観点から問題となるかどうかについて総務省に速やかに確認を行い、仮に問題となるおそれがあるのであれば、追加的に必要となる稼働やコストを考慮に入れつつ、個人情報保護の観点から問題とならない情報開示の方法について検討を行い、その結果について、平成17年3月末までに総務省に報告することとが適当である。

なお、配線ブロック番号に属する情報として、電柱番号等を追加して開示することに関しては、通信設備のセキュリティ確保の観点から、開示しないことが適当である。

まで含める。

案② 当該配線プロック番号に属する情報として、
電柱番号等を追加する。

(ソフトバンクBB)

○ 提供される収容局ごとの光配線区域の範囲、すな
わち「光配線区域ごとのカバーエリアを示す住所表
示」のしかたについて、重複する配線区域の情報に
ついては分かりやすく明示すること。

(テレコムサービス協会)

○ 本情報においては、光配線区域毎で地理的な境界
線を明確化していただくことを要望します。

(KDDI)

○ 接続料を細分化したり手続きを複雑化するより
も、まず先に接続事業者が要望している「配線エリ
アの情報公開」をやるべきです。光回線のオナーダー
システムや回線管理システムの見直しなどを行い、
コスト削減の実施をしていただけますよう強く要望
いたします。

(イーアクセス)

業上接続事業者は不利であることを述べました。
社団法人テレコムサービス協会およびKDDI、
イー・アクセスの各事業者もそろって同趣旨の意
見を述べられており、接続事業者にとって正確な
光配線区域情報がいかに大切であるかを物語って
います。

一方でNTT東西は地番内の配線プロックの工
りア境界を知り得る立場にあり、不公平であるこ
とは明確です。

光配線区域について「**丁目**番地**
号」までの情報が提供できない理由があるの
であれば、NTT東西はその理由を公表し、それが
妥当なものであるのかどうか広く意見を求めるべ
きであると考えます。

(ソフトバンクBB)

○ 光配線区域に係る情報として提供する住所情報
は、当社の契約者情報に基づいて作成していま
す。隣接する光配線区域の境界線を明確化するた
めに「**丁目**番地**号」まで情報提供す
ることとした場合、その住所情報をもとに特定個
人を識別できる可能性もあつたら、当社とし
ては、個人情報保護の観点から、このレベルまで
の詳細な情報を開示することは困難であると判断
し、基本的に「**丁目**番地」までの情報提
供（光配線区域内で集合住宅・ビル等がある場合
は複数の住居が存在することから「**丁目**
番地**号」まで表示する場合があります）に留
めておりますのでご理解願います。

また、電柱番号等の情報提供については、加入
者光ファイバケーブルの配線ルートに係る情報で
あることから、通信設備のセキュリティ確保の観
点で問題があるうえに、シェアードアクセス方式の
利用検討においては不可欠な情報にも当たらないこ
とから対応は困難であります。

なお、当社利用部門において光配線区域情報を
利用する場合には、他事業者と同様の手続
により、同一の情報を取得することとしており
ます。

(N T T 東日本)

○ 光配線区域を意識した事業展開を行いたいとの
他事業者様要望に対応し、今回の申請において光
配線区域のカバーエリアに関する情報を提供する
手続きを設けております。

また、回線管理等に関する業務運営コストにつ
いては、効率的な運用に努めているところで
す。

(N T T 東日本)

○ 光配線区域に係る情報として提供する住所情報
は、当社の契約者情報に基づいて作成していま
す。隣接する光配線区域の境界線を明確化するた
めに「**丁目**番地**号」まで情報提供す
ることとした場合、その住所情報をもとに特定個
人を識別できる可能性もあることから、当社とし
ては、個人情報保護の観点から、このレベルまで
の詳細な情報を開示することは困難であると判断
し、基本的に「**丁目**番地」までの情報提
供（光配線区域内で集合住宅・ビル等がある場合
は複数の住居が存在することから「**丁目**
番地**号」まで表示する場合があります）に留
めておりますのでご理解願います。

また、電柱番号等の情報提供については、加入
者光ファイバケーブルの配線ルートに係る情報で
あることから、通信設備のセキュリティ確保の観
点で問題があるうえに、シェアドアクセス方式の
利用検討においては不可欠な情報にも当たらないこ
とから対応は困難であります。

なお、当社利用部門において光配線区域情報を
利用する場合には、他事業者と同様の手続

<p>意見20 光配線区域情報の同等性を確保すべき</p> <p>○ 光配線区域の情報提供に関して、今回「光配線区域を意識した事業展開を行いたいとの事業者要望に対応するため」として新たに料金が設定されています。しかし、光配線区域の情報については、NTT東西殿の利用部門が役務を提供する上で必須な情報であると理解しております。要望事業者に対し手続費として相応の負担を求め、必要と考えますが、情報提供料金の算定においてはNTT東西殿の利用部門の利用分は控除すべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 光配線区画情報の利用についても、「利用部門と他事業者が同等である」とのご説明があった。しかし、当初の配線計画自体が東西NTT殿Bフレッツ需要によって決定されるため、管理部門と利用部門との情報流通抜きには、光スプリッタを設置することはありません。接続事業者と同一情報で運用されることは考えにくいのではないかと。</p> <p>※ 利用するシステムや運用フローが異なる場合、</p>	<p>きにより、同一の情報を取得することとしております。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 光配線区域を意識した事業展開を行いたいとの他事業者様要望に対応し、今回の申請において光配線区域のカバーエリアに関する情報を提供する手続きを設けております。</p> <p>また、回線管理等に関する業務運営コストについては、効率的な運用に努めていると認めます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見20 光配線区域情報の同等性を確保すべき</p> <p>○ 光配線区域の情報提供に関して、今回「光配線区域を意識した事業展開を行いたいとの事業者要望に対応するため」として新たに料金が設定されています。しかし、光配線区域の情報については、NTT東西殿の利用部門が役務を提供する上で必須な情報であると理解しております。要望事業者に対し手続費として相応の負担を求め、必要と考えますが、情報提供料金の算定においてはNTT東西殿の利用部門の利用分は控除すべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 光配線区画情報の利用についても、「利用部門と他事業者が同等である」とのご説明があった。しかし、当初の配線計画自体が東西NTT殿Bフレッツ需要によって決定されるため、管理部門と利用部門との情報流通抜きには、光スプリッタを設置することはありません。接続事業者と同一情報で運用されることは考えにくいのではないかと。</p> <p>※ 利用するシステムや運用フローが異なる場合、</p>	<p>○ 当社の利用部門であっても、光配線区域情報を利用する場合には、他事業者様と同様の手続き、応分の費用負担を行い、同一の情報を取得することとしております。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社の利用部門であっても、光配線区域情報を利用する場合には、他事業者様と同様の手続き、応分の費用負担を行い、同一の情報を取得することとしております。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>考え方20</p> <p>○ NTT東日本及びNTT西日本によれば、光配線区域については、所内装置の収容効率や配線ケーブルを含めた構成設備全体でのコストの低減化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮して、光ファイバ設備の敷設計画の段階で設定するとの考えであり、また、現時点で利用部門は光配線区域情報を利用していないことである。</p> <p>なお、今後、NTT東日本及びNTT西日本の利用部門が光配線区域情報を利用する場合には、他事業者と同等の手続きで応分の費用負担を行い、同一の情報を取得することが適当である。</p>

<p>利用できる情報には格差があるものと認識。 (例：同様のシステムも存在するが、別途情報を照会できるスミームが存在する等) (日本テレコム)</p>		
<p>意見2.1 光配線区域の情報を速やかに提供するべき</p> <p>○ 提供中の光配線区域の情報に加え、6ヶ月以内など近い将来提供予定あるいは提供が確定した光配線区域に関する情報についても、速やかに提供してほしい。 (テレコムサービス協会)</p>	<p>○ 当社において提供エリアの拡大を決定した場合には、情報提供の要望に速やかに対応できるよう努めているところです。 (NTT東日本)</p> <p>○ 当社において提供エリアの拡大を決定した場合には、情報提供の要望に速やかに対応できるよう努めているところです。 (NTT西日本)</p>	<p>考え方2.1</p> <p>○ 各事業者からの情報提供の要望も踏まえ、NTT東日本及びNTT西日本において、光配線区域を新たに設定した場合には、その情報を速やかに開示するよう検討することが適当である。</p>
<p>意見2.2 手続費の追加負担を避けるべき</p> <p>○ 本情報の提供に係る手続費については、サービスを継続中の事業者が撤退事業者の手続費の一部についても追加負担することを極力避けるため、年度実績が確定した時点で協定事業者と事後精算を行なうのではなく、次年度以降については、前年度実績と光加入者の需要伸長を加味しての手続費の設定を行なうことが望ましい。 (テレコムサービス協会)</p>	<p>○ 光配線区域情報は、他事業者様が営業展開を図っていく上で有用な情報であると認識しており、利用頻度は異なるため、弊社において、需要予測を行なうことは、困難であると考えております。したがって、適正な費用回収を図る観点から、当該年度の実績に基づき手続費の再算定を行い精算することとしております。 なお、光配線区域情報を提供した後、精算する時点において既に撤退された事業者様に対しても、提供した情報量に応じて精算を実施させていただきますことから、サービスを継続中の他の事業者様に撤退された事業者様が負担すべき手続費の一部をご負担いただくとということはないものと考えております。</p>	<p>考え方2.2</p>

(NTT東日本)

○ 光配線区域情報は、他事業者様が営業展開を図っていく上で有用な情報であると認識しており、利用頻度は異なるため、弊社において、需要予測を行なうことは、困難であると考えております。したがって、適正な費用回収を図る観点から、当該年度の実績に基づき手続費の再算定を行い精算することとしております。

なお、光配線区域情報を提供した後、精算する時点において既に撤退された事業者様に対しても、提供した情報量に応じて精算を実施させていただきますことから、サービスを継続中の他の事業者様に撤退された事業者様が負担すべき手続費の一部をご負担いただくということはないものと考えております。

(NTT西日本)

意見2.3 光配線区域を拡大すべき

○ 今回の申請対象である光ファイバのシェアードアクセス方式（以下「本機能」と言います。）は、FTH市場発展に、大変有用であると考えております。今回の接続約款変更申請では、NTT東西殿の設備投資に係るリスクを軽減する内容となっておりますが、公正かつ有効な競争環境を整備するという観点からは、「光配線区域」の充実・拡大が、より重要であり、早急な対策が求められるものと考えます。

1 光配線区域について

(1) 光配線区域とサービス提供コスト
光配線区域は、今回の接続約款変更申請で「光信号分岐端末回線を同一の光局外スプリッタに収容することが可能な範囲として当社（N

(NTT東日本)

○ 光配線区域情報は、他事業者様が営業展開を図っていく上で有用な情報であると認識しており、利用頻度は異なるため、弊社において、需要予測を行なうことは、困難であると考えております。したがって、適正な費用回収を図る観点から、当該年度の実績に基づき手続費の再算定を行い精算することとしております。

なお、光配線区域情報を提供した後、精算する時点において既に撤退された事業者様に対しても、提供した情報量に応じて精算を実施させていただきますことから、サービスを継続中の他の事業者様に撤退された事業者様が負担すべき手続費の一部をご負担いただくということはないものと考えております。

(NTT西日本)

考え方2.3

○ 光配線区域が狭い場合には、一つの配線区域に複数の事業者が採算に乗るペースで事業を行うことが困難となり、特定の事業者の一人勝ちとなる傾向が生じると考えられる。光配線区域ごとに特定の事業者が勝ち残るとい競争の形態が否定されるものではないが、①既に当該配線区域でユーザを獲得している事業者が競争上有利となる、②一人勝ちにならない場合には、小さいパイを複数の事業者で取り合う結果、設備の収容効率が下がるといった問題が生じるおそれがある。

一方、NTT東日本及びNTT西日本によれば、光配線区域は、考え方2.0のとおり、コストの低廉化、工事の効率性、設備品質の確保等を考慮して設定しており、仮に光配線区域を広く設定し直すとした場合には、業務運営上の多大な影響

○ KDDI殿意見、ソフトバンクBB殿の「光配線区域の情報不明確」「屋外スプリッタの収容効率を上げることが必要」との意見に賛成いたします。

現在の光配線区域の開示情報では、区域内の番地であっても実際に回線を申込むと「光配線区域ではない」という理由でFTHサービスができない場所があります。また、現在の開示情報では、同じ番地がいくつもの光配線区域（屋外スプリッタ）にまたがっている、同じ屋外スプリッタに収容されるのかどうかの申込時点で不明です。そのため、屋外スプリッタの収容効率を上げることが非常に困難です。したがって、現在の「光配線区域」の開示情報の精度を上げて、NTT東西へ申込をする前に、どの住所だとこの屋外

TT東西殿)が別に定める区域」と規定されています。

お客様利便の向上のためには、多数のお客様にご利用いただくことで、回線あたりのサービス提供コストを低廉化する必要があります。本機能の回線あたりのコストを下げるためには、同一の区域内で、できる限り多くのお客様にご利用いただくことが必要となります。

仮に、区域内に存在するお客様の絶対数が少ない場合、NTT東西殿を含む全ての事業者は多くのお客様にご利用いただくことが出来ず、低廉な料金での提供等、お客様利便の向上に支障をきたしかねません。

(2) 必要な光配線区域の広さ

光配線区域の拡大は、NTT東西殿の保守・運用上の観点から、際限なく拡大出来るものではないと理解しております。しかしながら、それでも複数事業者による有効な競争を行うためには、区域内世帯数は少なくとも100世帯を超えることが必要です。

【1 区域内に必要な世帯数】

<前提条件>

- ① 同一区域内の提供事業者は3社、収容比率はBフレッツファミリータイプと同様80%。
- ② 4392万世帯の住宅(H10.住宅土地統計調査より)の約20%がFTHHに加入。
*e-japan構想では、2005年に超高速インターネットとして1,000万加入。

③ このうちシェアアクセス型のサービス加入者は約85%と想定(15%は大型集合住宅でありシェアアクセス型の対象外)。よって、シェアアクセス型を利用する加入者は全世帯の17%程度。

<算定>

スプリッタに収容されるといふ情報を明確に示していただきますよう強く要望いたします。

また、現在の光配線区域では、1つの屋外スプリッタで収容できる世帯数が極端に低いため、屋外スプリッタの収容効率が上がりません。したがって、KDDI様意見にあるように1つの屋外スプリッタがカバーする光配線区域を100世帯以上にすべきと考えます。

さらに、今回の申請の「アンバンドルメニュー」では、屋外スプリッタをNTT東西とシェアするのではなく、接続事業者が占有して費用負担することになっていきます。にもかかわらず、NTT東西は接続事業者にもNTT東西と同じ光配線区域を使用するよう義務付けています。現状、NTT東西の屋外スプリッタの収容効率実績が極端に低いことから考えますと、NTT東西と同様のやり方で行っているFTHHサービスは採算が合わず、普及しません。したがって、屋外スプリッタは接続事業者が単独に費用を負担して占有するならば、現在行われているNTT東西の光配線区域ではなく、より広い配線区域を接続事業者が決めて屋外スプリッタ設置し、収容効率を上げることができるよう、条件の見直しを強く要望いたします。

(イー・アクセス)

○ 光ファイバを効率的に使用するための光配線区画に関する意見

シェアアクセス方式のFTHHサービスは、1本の光ファイバを複数の利用者で共用することにより、回線あたりのコストを下げることを特長とする方式です。この特長を生かすためには、1本の光ファイバのカバーエリアである光配線区画が適切な広さであることが求められます。

が生じるとのことである。また、引込線区間が長くなること等により、引込線あたりの料金が高くなるおそれも考えられる。

現時点で、光配線区域に関する詳細な情報は明らかとなっておらず、また、今後、どの程度の事業者がシェアアクセスサービスに進出し、どの程度のユーザがシェアアクセスに加入するか不確定な要素が多いため、現時点で現行の光配線区域の大きさの妥当性を判断することは困難であるが、接続事業者の試算によれば現行の光配線区域の大きさが非常に狭いと指摘もある。総務省には、今回寄せられた接続事業者からの指摘も踏まえ、今後、光配線区域の実態について十分に把握し、競争状況等を注視していくことが求められるものであり、NTT東日本及びNTT西日本においては、総務省に対し、今後定期的に、光配線区域当たりの世帯数、シェアアクセスへの加入数、参入状況等の情報について報告を行うことが適当である。

1 事業者あたりの収容比率を80%とすると、
 1 局外スタリッツあたり、6.4 加入（最大収容回線数8 加入×80%）。
 更に、同一地域で3社がサービス提供する場合、
 1.9、2 加入（6.4 加入×3社）
 区域内の世帯普及率を17%とした場合、1.0
 0 加入超（1.9、2 加入÷17%）が必要。

(3) 「80%」の収容比率について

本機能を利用して提供されるNTT東西殿のBフレッツサービスは、お客様料金算定にあたって、設備の収容比率を80%（※）と見込んでいますが、過去の接続約款認可申請等で明らかになっていきます。各接続事業者が、NTT東西殿と同等な料金構造でサービスを提供するには、ほぼ同一の収容比率を見込む必要があります。

しかしながら、過去の意見書募集の際、この収容比率は実現困難である旨の意見が複数の事業者から提出され、情報通信審議会も実際の収容比率も踏まえ、その適正性の検証が必要であるとの考え（※※）を示したこともありまして。現時点でも80%の収容比率は実現困難と考えられておりますが、重要なのは、実際に収容比率80%を可能とする光配線区域の拡大と考慮しております。

※ 収容比率の検証は、情報通信審議会の答申（平成13年8月31日）において以下のとおり、考え方が示されています。

「この比較で見込まれている収容比率（約80%）については、今後、NTT東日本・西日本におけるBフレッツサービスにおける収容比率の実績と比較する等、その適切性について検証する必要がある。

今回問題提起された接続料の利用者料金との関係の検証については何れにしても今後

今後、F T T H サービスが複数の事業者によって提供されることを考え、現在のNTT東西だけが提供することを想定して設定されたと考えられる光配線区画では、1本の光ファイバあたりの収容利用者が少なく、利用者当たりのコストが高くつき、その結果として低廉な料金でのサービス提供が困難になることが考えられます。この点について、KDDI社は先の意見募集に対して、次のように述べておられます。

<KDDI社意見（引用）>

「お客様利便の向上のためには、多数のお客様にご利用いただくことで、回線あたりのサービス提供コストを低廉化する必要があります。本機能の回線あたりのコストを下げるためには、同一の区域内で、できる限り多くのお客様にご利用いただくことが必要となります。

仮に、区域内に存在するお客様の絶対数が少ない場合、NTT東西殿を含む全ての事業者は多くのお客様にご利用いただくことが出来ず、低廉な料金での提供等、お客様利便の向上に支障をきたしかねません。」

KDDI社の意見は、まことに的確であり、当社としても光ファイバあたりの収容利用者数を多くし、利用者当たりのコストを下げるために光配線区画は適切な広さとすることを要望いたします。

（ソフトバンクBB）

○ 光配線区域は、所内装置の収容効率や配線（単心等）ケーブルを含めた構成設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否な

十分検討する必要がある。」

※※利用者料金の算定における収容比率80%については、「IT時代の接続ルールに関する研究会」報告書（平成14年7月23日）の中で、Bフレッツファアミータイプの利用者料金と接続料の関係の検証の際に説明されております。

以上を踏まえ、変更申請の認可にあたっては、光配線区域の拡大を条件として頂くことを要望します。

①光配線区域における世帯数(2)で述べたとおり、1区域で100世帯を超えることが最低限必要です。

②光配線区域拡大の実現方法
光配線区域を拡大する方法としては、運用面・技術面を考慮し、同一幹線における既存光配線区域を統合することで可能と考えます。

③光配線区域決定基準の接続約款への明記
NTT東西殿が別に定める光配線区域については、1区域あたりの戸数等の決定基準を接続約款に明記する必要があると考えます。更に、事後的に実施状況を検証することも必要です。

(KDDI)

ど、各地域の属性も勘案の上設定をしています。光配線区域の変更（統合）については、

- ・光配線区域変更に伴う、当社お客様、他事業者様の申込みオーダー処理への影響
 - ・統合に伴う配線ケーブル、引込線ケーブルの長さ延化による開通工事、保守運用性及び設備コストへの影響により、設備コストが増大し、光分岐端末回線の接続料が値上げとなる可能性
 - ・統合される配線点までの既存ケーブル等の設備収容効率の低下
 - ・光配線区域変更に伴う再設定に係る稼働、管理コストへの影響
- 等を考慮する必要があり、現時点での各光配線区域における当社及び他事業者様の需要動向については不確定な要素も多いため、上記による影響を考慮し、光配線区域の統合等の変更は考えておりません。

(NTT東日本)

○光配線区域は、所内装置の収容効率や配線（単心等）ケーブルを含めた構成設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の属性も勘案の上設定をしています。

- 光配線区域の変更（統合）については、
- ・光配線区域変更に伴う、当社お客様、他事業者様の申込みオーダー処理への影響
 - ・統合に伴う配線ケーブル、引込線ケーブルの長さ延化による開通工事、保守運用性及び設備コストへの影響により、設備コストが増大し、光分岐端末回線の接続料が値上げとなる可能性
 - ・統合される配線点までの既存ケーブル等の設備収容効率の低下
 - ・光配線区域変更に伴う再設定に係る稼働、管理

コストへの影響

等を考慮する必要があり、現時点での各光配線区域における当社及び他事業者様の需要動向については不確定な要素も多いため、上記による影響を考慮し、光配線区域の統合等の変更は考えておりません。

(NTT西日本)

その他

○ 現在、NTTは各家庭から接続基地局までは、排他的独占状態にあります。そのため施設設置負担金の一方的な減額の実施、及び内閣法制局長が国会答弁で憲法上の財産権の侵害にあたる行為を平然とやっていたの、公正取引委員会の勧告にも従う意志を見せておりません。このまま独占状態を続けさせるのは、憲法上の「公共の福祉」「法の下の平等」原則違反の疑いもあり、そのような企業の申し出を真剣に審査する方が政府の姿勢として問題があります。まず、各家庭からNTTの基地局までの回線を無料ですべて開放すべきです。また、NTTが発表した光ファイバー網も、各通信事業者に無償で全面開放をさせることを条件で許可させるべきです。

しかも前回の答申で施設設置負担金についての留意事項として、社会的コンセンサスを得られるように事前に十分な情報開示を与えることとなっておりませんが、少なくとも私には、そのような情報開示が十分になされておられません。

光ファイバー網を引くだけの資金力があるのであれば、憲法違反である内閣法制局長が述べられている「施設設置負担金」をNTTは全面的、全額返金すべきであると考えております。

このことが実施されなければ、NTTの申し出はすべて却下すべきであり、公正取引委員会と連絡を取り合いながら、現在のNTTを20社程度に分割完

○ 1 各事業者から提出された意見について
新規参入事業者保護の観点で言えば理解できる内容も多いが、これらの意見を十分に取り入れた場合、おそらくNTTグループ両社は組織維持のために一定程度以上の品質を落とさなければならぬ可能性を秘めていると思われま

す。
現状において十分NTTグループと肩を並べられる存在となつた各社の努力は評価できるものの、NTTが進める事業のうち採算が見込める部分のみを『新規参入』と言う甘えの中で事業化し、さらなるNTTグループの弱体化を目的とした意見と邪推できてしまう内容でもあります。

私たちが一般ユーザーの立場はただ安く使いたいのではなく、良い品質を安定して低価格で利用したいのであって、各事業者が努力無しに大企業の設備投資を自由に使える権利を認めたいものではありません。

そのような観点で言えば、各事業者はNTTグループの施設を利用することばかりに傾倒し、現在までの保護政策を享受している間に十分な設備投資を行ってきたとは評価できません。

共済するならばともかく、過去の蓄財を消費するだけのようない意見に対して、国家政策としては撥ね付ける決断も考慮していただきたいと思います。

全民営化させ、相互の資本関係もなすべきです。
固定電話という国民の公共物をその一部でも、排他的独占状態におき、国民の財産権侵害をするような憲法違反に対して、地方検察庁特別捜査部門に告訴するのが、総務省の義務であるはずで、そうではないければ、国家公務員法違反になるはずで、直ちに憲法違反状態の是正と、独占状態の是正を要望いたします。

(安達 一雄、安達 加代子、安達 剛紀、安達 義一、安達 益永、安達 雅彦)

2 個人から提出された意見について

意見の大半が施設負担金の制度廃止に憤慨する企業批判と見受けられました。民営化される長期このシステムが民営化される以前のものと同じに扱われることの方が問題であり、これは民営化された時点で電話債券の処理を政策的に補填してこなかった国に全面的な非があり、一企業で言えば加入金程度の扱いと判断され、然るべきものでありますし、公共性の高い位置付けとしても地域格差を現在の水準まで維持できたこと、様々な技術革新に役立てられたこと、またその技術が世界標準に取り入れられた間接的に国民に還元されてきたこと等から判断すれば十分に有効な利用をされてきたものと思えます。

ただ、このような意見が提出されることからわかりやすく、国民の保護政策により救済をされ、NTT グループが不必要にダーティな印象を与えないよう検討されるようお願い申し上げます。

3 今回の変更につきまして

上記2項目の意見を述べさせていただきますが、結論としまして、現状では新規参入事業者と位置付けられる各事業者が十分に成長を促されていく現在の政策に問題があると思われ

ます。
また、電気通信分野については世界的な競争と国内の格差是正、さらにはユーザーが自由に気軽に、負担が大きくなりたくない状況で事業者を選択できるよう、さらなる標準化、事業者育成、事業者の責任担保等々政策の中で反映されることを強く期待いたします。

(匿名)



